

▼ INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
 - 2 会社四季報 JASDAQ レポート 2012 年新春号 公開中です！
 - 3 新着アナリストレポートのご案内
 - 4 上場会社動画配信情報
 - 5 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、
上記目次の 5. を抜粋しております。

- 5 証券取引等監視委員会コラム
-

風説の流布について(その 2)

前回は、風説の流布について、これまでの摘発状況を御説明させていただいた。過去の摘発事案では、一般投資家に風説が真実であるかのように見せかけるため、組織的もしくは大仕掛けをもって、一般投資家に風説を流布するとともに偽計を用いたものであった。

しかし、インターネットの一般化により、いわゆる投資サイトは、星の数ほど存在するに至っている。比較的メジャーなものから、会員を限定しているものまで様々であるが、そこで展開されている書き込みや提供情報も、バラエティに富むものとなっている。自身の相場観を披露するようなものもあれば、中には、私だけが知っている重要情報がある、といったものもある。

当委員会は、こうしたネットの探索を日常的に続けており、風説の流布・偽計の疑いのあるものについては、必要に応じ調査を行っている。ネットの中では、「この書き込みは風説の流布だ、監視委員会調査せよ」というものもあるが、当該書き込みが、風説の流布・偽計の構成要件に該当するのかどうか、きちんと見極めつつ、地道な調査を展開しているところである。

とはいって、前回述べたような仕掛けを構築する手間に比べれば、ネットの掲示板の書き込みを通じ、一般投資家に誤った相場観等を与え、もって有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布する

ことは容易になったとは言えよう。このため、先に述べたとおり、膨大なネットの書き込み情報等を地道に調査する中で、今般、風説の流布として摘発に至った事例が発生したので御紹介する次第である。

昨年 12 月 21 日に、当委員会は、40 歳、無職の男性嫌疑者を、以下の違法行為を行った疑いで、神戸地方検察庁に告発した。

- (1) 大阪証券取引所が開設するジャスダック市場に上場されている有価証券である株式会社エスプールの株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成 23 年 8 月 24 日午前 8 時 16 分頃から同月 25 日午前 8 時 10 分頃までの間、4 回にわたり、犯則嫌疑者方において、専門紙 A が株式会社エスプールの業績が大幅に拡大した旨の記事などを掲載した事実も、同社が X 株式会社との間で業務提携を行う事実もなかったにもかかわらず、パーソナルコンピュータを操作し、インターネットを介して、サーバコンピュータの記憶装置に文字データを記録させる方法により、電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き
- (2) 前記ジャスダック市場に上場されている有価証券であるロングライフホールディング株式会社の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成 23 年 8 月 25 日午前 9 時 47 分頃、犯則嫌疑者方において、同社が Y 株式会社との間で業務提携を行う事実も、日刊紙 B が同事実に関する記事を掲載した事実もないにもかかわらず、同様の方法により、電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き
- (3) 前記ジャスダック市場に上場されている有価証券である日本マニュファクチャリングサービス株式会社の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成 23 年 8 月 26 日午前 9 時 12 分頃から同月 29 日午前 10 時 8 分までの間、6 回にわたり、犯則嫌疑者方において、同社が X 株式会社との間で業務提携を行う事実も、情報配信社 C がインターネット上で同事実に関する記事を掲載した事実もないにもかかわらず、同様の方法により、電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き
- (4) 東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されている有価証券である株式会社フルスピードの株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成 23 年 8 月 29 日午前 10 時 35 分頃及び同日午前 11 時 20 分頃、2 回にわたり、犯則嫌疑者方において、Z 株式会社が株式会社フルスピードを完全子会社化する事実も、情報配信社 D がインターネット上で同事実に関する記事を掲載した事実もないにもかかわらず、同様の方法により、電子掲示板上で、

各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

もって、それぞれ有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布するとともに、偽計を用いたものである。

前回も述べたように、当委員会は、これまで風説の流布事案を7件告発しており、その中には、相場の変動を図る目的をもって内容虚偽の電子メールを送信した事案はあったが、電子掲示板に虚偽情報を書き込んだという犯則嫌疑事実は、今回が初めてである。

電子掲示板、投資サイトへの書き込みは、誰でもが容易に行える行為であるが故に、時として、書き込む者は、匿名性と容易さから、扇情的な表現や挑発的な表現も見受けられるところである。

しかし、虚偽の内容を、特に今回のように、実在のマスコミ名を騙って信憑性があるとのように装う書き込みをしつこく繰り返すような行為は、市場の公正な価格形成のための基盤を揺るがす行為であり、許されるものではない。本件行為者の利得は約5万円であるが、利得額の多寡よりも、こうした行為の重大性、悪質性から、刑事告発を受ける、という人生の中で大変重い代償を払ったところである。

投資サイトへの書き込み等により、投資家の裾野が広がり、健全な意見交換が行われることは、市場の価格形成、市場の発展の観点から、決してマイナスな現象ではないと考える。しかし、その行為の容易さ故に、道を踏み外すことは、大きな代償を払うこととなることを、是非、皆様方にもご留意いただきたいと考える次第である。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介　　寺田　達史

岐阜県出身　1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>